

## スポット延長保育利用料の返還手続について

スポット延長保育利用料の返還手続のために、下記の書類等の提出が必要になります。

### 記

#### 1 提出していただく書類

- ① スポット延長保育利用券（原本）
- ② 請求書
- ③ 支払金口座振替登録依頼書

#### 2 「請求書」及び「支払金口座振替登録依頼書」の記入上の注意

書類にご記入いただく次のア～ウまでの『氏名欄』については、すべて同一の方でお願いいたします。

ア：「請求書」の請求者氏名

イ：「支払金口座振替登録依頼書」の右上の依頼者氏名

ウ：「支払金口座振替登録依頼書」下段の振込口座の名義人

#### 3 提出場所

中央区役所 6階保育課保育入園係または区立認可保育所（公設民営園を除く）

※ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

#### 【問合せ先】

中央区福祉保健部保育課保育入園係

〒104-8404

中央区築地一丁目1番1号

電話 3546-5227・5387・9587